鷲沢宰一さん
住所　高畑

亡父の香典返しとして、二十万円を社会福祉のために寄附された。

武藤毬子さん
住所　岩室

亡夫の香典返しとして、二十万円を社会福祉のために寄附された。

本間哲郎さん
住所　金池

亡父の香典返しとして、二十万円を社会福祉のために寄附された。

阿部栄さん
住所　間瀬

香典返しとして、二十万円を消防施設充実のため寄附された。

養護学校教育が義務制になる
――来年四月から――

心身障害児を対象とする盲、聾学校は既に昭和二十二年から義務制となっていたが、この度昭和五十四年四月一日から養護学校（精神薄弱者、肢体不自由者、病弱者対象）教育の義務制が施行されることになり、これにより、我が国の義務教育制度は完成を見たわけであります。

この度の養護学校教育の義務制はいうまでもなく、心身障害児の障害の種類、程度に応じ養護学校に於て小中学校に準じた教育を行い、併せてその欠陥を補うために必要な知識技能を授け、心身障害児のそれぞれの持つ可能性を最大限に発揮させることをねらっているものです。

これまでも、小・中学校に特殊学級を設置（本村の場合岩室小学校）し、または障害の程度に応じ、保護者の希望により施設に就学させるとなっていたが、これにより、就学猶予、免除の方法をとる等の措置が講じられてきました。

しかし、養護学校教育の義務制が施行される来年の四月からは、すべての心身障害児をそれぞれの程度に応じた養護学校に就学させ教育を受けさせる義務を保護者は持つわけであります。勿論、就学猶予の制度は今後も残りますが、これは特殊の場合と考えるべきでありましょう。

来年は義務制の初年度ということで、問題点も多いと思われますが、心身障害児を持つ保護者はもとより一般村民も、養護学校教育の義務制の新しい制度に温いご理解をいただき、障害児の将来のしあわせのために、従来の消極的な考え方対処の仕方をあらため、積極的に勇気をもって就学を考え、制度の趣旨が生かされるようご協力をお願いします。

盛会だった村P連研修会

村PTA連絡協議会主催によるPTA研修会が去る十月十一日、岩室中学校で「子どもの成長と幸福を願う父母と教師のあり方」を研修主題に開催されました。

今年の研修会は、分科会による話し合いを中心に進められ、――聞くだけ――から本音をいい合い、より主体的な会活動をめざそうと参加者二〇〇余名の会員は終日熱心に研究協議を行いました。

行事中心、学校主動のPTA活動を見直そう、子どものよさを認め、正しく助長させるためにも「道徳」について関心をもとう、家庭学習を充実させるために一家全員で協力しょう……など活発な意見交換がありました。

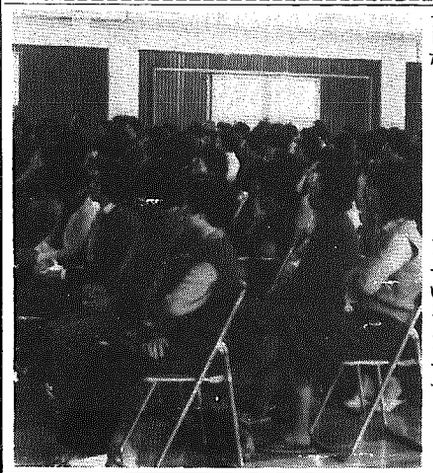

まとめとして「PTA活動の問題点と望ましいあり方」と題した長嶺小学校長、中浜新四郎氏の講演を聞き、――母性的PTAの現状に対し、今こそ父性的活力が必要でないか――との指摘に女性会員から拍手があったりして、PTA本来のあり方について真剣に考えた一日でした。

研修に参加したある会員は――いつもだと思っていることを人前で話すことはできないんですが、司会者の雰囲気づくりがよかったせいか気軽に発言できました。それにしてもPTA活動のあり方、むつかしいですね、勉強になりました――。と話しています。

毎年行っているこの研修会、着実にその盛果があがっているようです。

文化祭行事

菊の花かおる、文化祭のシーズンを迎えました。各会場では、学校や各団体が丹精こめたいろいろの作品を展示し工夫をこらした行事を計画しております。各会場ともお見逃しないよう、ご家族、ご近所おそろいで、ごゆっくりおたのしみ下さい。

日	曜	会場	行事
10月29日	日	和納小学校	・児童作品展 ・バザー売店 ・婦人会作品展　押花コーナー ・生花展（千宗古流） ・お茶席（石州流） ・地区民謡会 ・PTA作品展
11月2日～4日	木～土	役場	・美術展（絵画・書道写真）生花 絵画　油絵・水彩画・版画・デッサン等（規格は不問） 書道　条巾・半紙・色紙・短冊等（形は不問） 写真　カラー・白黒（規格は不問） ・出品数　一人何点でも差支えありません。搬入搬出は各自でお願い致します。
		村民体育館	・盆栽展 ・菊花展
11月3日	㊏	岩室小学校	・児童作品展 ・金管バンド発表会 ・バザー売店 ・地区民謡会 ・婦人会手芸展示会
11月3日	㊐	静閑荘	・岩室村自治功労者表彰式
11月5日	日	岩室中学校	・民謡発表会

『それぞれの持ち場で生かせ火の用心』

朝夕めっきり寒くなり、これから火に親しむ機会が多くなり、それに伴ない、火災の心配も出てきました。そのようなことから、火災の未然防止と村民の皆さん、一人一人の防火意識の向上をはかる為、恒例の秋の火災予防運動が十一月二十六日～十二月二日の七日間、全国一斉に行なわれます。村内の火災発生状況については、（一月～九月）昨年五十二年（一月～九月）と比較して、出火件数は減っていますが、油断はできません。

村民の皆さん、この運動を機会により、一層の注意をして下さい。

○老人、病人、幼児は避難しやすい場所に就寝させる
○暖防機具の使用場所、器具の安全点検
○酒酔後の寝たばこは、死につながります。喫煙者一人一人が喫煙マナーを守りましょう
○就寝前、出かける前の火の元の安全点検

この運動中消防署と消防団は次の啓発行事を行います。

△運動期間中毎晩、七時に警鐘を鳴らします。（●――●●）
△消防署、消防団と協力して各家庭、特殊対象物施設を回り防火指導を行ないます。
△消防水利、消防機具の点検
△村内防火PR

村民の皆さん、火災のない住よい村にいたしましょう。

秋季全国火災予防運動
11月26日～12月2日

老人
増加する死者
全体の三五％を占める

老人が火災で亡くなるケースとして多いのは、就寝中に寝たばこの火の不始末から寝具に燃え移り、煙に巻かれて死亡――。

あるいは、一人でたき火をしていて、きものに火がついたが、体が不自由なために消すことができず、焼死してしまったなど、悲惨な例もあります。

老人を火災から守るためには、家族はもちろん、近所の援助や協力が何よりも必要です。

日ごろから次の点に気をつけて、老人を火災から守りましょう。

・老人は避難しやすい場所に寝かせる。
・冬場にむかい、老人は部屋に閉じこもり、ストーブなど暖房器具を独占しがちです。器具の安全な使用方法とその特性について、よく説明しておきましょう。
・寝たきり老人で、やむをえず寝たばこをする場合には、必らず家族が付き添いましょう。
・老人の居室や寝具のまわりに、新聞紙や紙くずなど燃えやすい物を置かないようにしましょう。
・老人だけを残して外出する場合は、必らず隣近所にひと声かけて出かけるようにしましょう。

たばこの投げ捨てはやめよう

「たばこの一本ぐらいたいしたことはないだろう」――と思わないまでも、ポイと投げ捨てた経験をお持ちの方も多いと思います。しかし、火災防止の上では、たばこの投げ捨てがいちばんくせものなのです。

ここ三、四年は減少しているものの、たばこによる火災は、毎年火災原因のトップにあります。また、たばこによる林野火災も多ず守りましょう。

この三原則を喫煙者は必

▽たばこの投げ捨てはしない
▽歩行中の喫煙はしない
▽寝たばこはしない

冬期間暖房用の灯油貯蔵について

ドラム缶で、暖房用の灯油を、多量に購入している家庭がありますが、空地や、施設のない場所での貯蔵はできません。

灯油購入は、専用ポリ容器（十八リットル）か、石油缶で少量ずつ購入してください。

△やむを得ずホームタンクやドラム缶で購入する場合
○五百リットル以上の貯蔵はできません。
○鉄骨造りなど燃えない、建物の中に入れる。（他の品物を、一緒に入れない）
○屋外での、貯蔵は、住宅や小屋などから、一メートル以上離す。

第6次漁業センサス
11月1日
～ご協力ください～